

表彰細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡大学附属大濠高等学校同窓会（以下「本会」という。）の行う表彰について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 表彰の対象者は、原則として本会会員とし、次のとおりとする。

- (1) 本会会長を務めた者
- (2) その他、本会の名誉を著しく高めた者で、常務理事会が特に必要と認めた者
(本会会員以外の者を含む)

(表彰内容、選考及び表彰時期)

第3条 表彰は、感謝状又は表彰状及び記念品を贈ることとし、会長がこれを行う。

- 2 表彰内容、対象者の選考及び表彰の時期は、常務理事会で決定する。
- 3 その他、この細則に記載されていない事項については、「慶弔金・補助金及び交通費に関する細則」によるものとする。

(改正)

第5条 この規程は、常務理事会の議決により改正することができる。

付則

この規程は、平成28年9月29日より施行する。